

「平成 28 年熊本地震義援金」募集要綱

社会福祉法人熊本県共同募金会

1 趣旨

平成 28 年 4 月 14 日に熊本県内において地震が発生し、県民の生活を脅かし、また多数の住民に大きな被害をもたらしている。このことにより熊本県全市町村において救助を必要とすることから、災害救助法が適用された。

熊本県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を行うものである。

2 義援金の名称

平成 28 年熊本地震義援金

3 募集期間

平成 28 年 4 月 15 日（金）から平成 28 年 6 月 30 日（木）まで

4 義援金の振込窓口について（予定）

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ヒゴギンコウ 肥後銀行	スイドウチョウシテン 水道町支店	(普) 1281400	シャカイフクシホウジンクマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
クマモトギンコウ 熊本銀行	ハナバタシテン 花畑支店	(普) 0025449	

※ 肥後銀行、熊本銀行各本支店における窓口での振込みについての手数料は無料。

※ 上記以外の他銀行からの振込みについての手数料は有料。

5 領収書の発行

寄付者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付する。

本会は、希望者に領収書を発送する。

6 義援金の配分

本会でとりまとめた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、本会等で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者へ配分する。

7 その他

(1) 義援金のみを取り扱うこととする。

(2) この要綱は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。

問い合わせ先

社会福祉法人熊本県共同募金会

TEL 096-354-3993 FAX 096-353-4566

E-mail info@akaihane-kumamoto.jp